2020年11月13日

各　位

会 社 名　　ダイワボウホールディングス株式会社
代表者名　　代 表 取 締 役 社 長　　西村　幸浩
（コード番号3107　東証 第１部）
問合せ先　　法務コンプライアンス室長　　西川　浩史
（ＴＥＬ　０６－６２８１－２３２５）

2021年３月期第２四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の２第１項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．対象となる四半期報告書
2021年３月期第２四半期報告書（自 2020年７月１日 至 2020年９月30日）

２．延長前の提出期限
2020年11月16日

３．延長が承認された場合の提出期限
2020年12月16日

４．提出期限の延長を必要とする理由
当社は2020年９月30日に公表いたしました「当社連結子会社における不適切な取引の発生および特別調査委員会の設置について」のとおり、当社連結子会社である旧ダイワボウノイ株式会社（同社は 2020年４月１日をもって当社連結子会社である大和紡績株式会社に吸収合併されています。）において、判明した不適切な取引に関しまして、弁護士・公認会計士等の当社と利害関係を有しない外部専門家を含む特別調査委員会を設置して調査（以下、「本件調査」といいます。）を実施しております。
当初は、10 月末を目途に調査結果を公表することとしておりましたが、より徹底的に深度ある調査を継続していることから、2020 年 10 月 30 日に「当社連結子会社における不適切な取引に関する特別調査委員会による調査期間延長および 2021 年３月期第２四半期決算発表の延期に関するお知らせ」に記載のとおり、調査完了時期を延長する旨の公表を行っております。
現時点において本件調査が継続しており、決算数値を確定するまでには、調査報告書を受領後、相応の日数を要すると見込まれております。また、監査法人においても通常の四半期レビューに加え、追加的な監査手続が必要となり、相応の日数を要する旨の連絡を受けております。
これらの状況から、法令に定める提出期限までに当第２四半期報告書の提出は困難であるとの判断に至り、提出期限延長の承認申請を行うことといたしました。
提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに公表いたします。

株主、投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をおかけいたしますが、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上